

第四十六回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第十九号

(一七三)

昭和三十三年三月十一日(水曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事長谷川四郎君 理事本名 武君

理事赤路 友藏君 理事足鹿 覺君

理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大石 武一君

大坪 保雄君 加藤 精三君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

笹山茂太郎君 野原 正勝君

八田 貞義君 藤田 義光君

松田 鐵藏君 亘 四郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稔人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席國務大臣

國務 大臣 山村新治郎君

出席府委員

総理府事務官 石川 準吉君

(行政管理局長) 政管理局長 山口 一夫君

政管理局長 政管理局長 山口 一夫君

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 松岡 亮君

(農林經濟局長) 農林事務官 昌谷 孝君

(農政局長) 農林事務官 丹羽雅次郎君

(農地局長) 農林事務官 丹羽雅次郎君

委員外の出席者

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官) 大蔵事務官 海堀 洋平君

大蔵事務官 長 大蔵事務官 新保 実生君

(銀行局特別金 農林漁業金融公 清井 正君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

庫総裁 庫総裁 松任谷健太郎君

第一類第八号 農林水産委員会議録第十九号 昭和三十三年三月十一日

一

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。

○高見委員長 これより会議を開きます。午前十時二十分開議

○高見委員長 いずれも内閣提出にかかる農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六六号)北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○山村國務大臣 お答え申し上げます。御指摘の、行管がこの公団、公社の監事制度の問題につきまして勧告をいたしましたのは、いずれも調べてみますと、どの公団、公社におきまして、あるいは特別の国鉄であるとか電電であるとかは別にいたしまして、たいていの公社、公団におきましては、いわゆる監事制度がほんとうの名目だけの役職になっておる傾向があるというところでございます。こういうことでございましては、監事制度の本来の性能を発揮することができませんので、これを強化する必要があるという意味から、先般の勧告をいたしました次第でございます。この間におきまして、農林並びに建設両省関係の公団、公社は、一応次官通達をもって、主務大臣に監事の報告をするということはできておったようでありましたが、実際におきましては、ほとんどの公団、公社が、そのせいかくの通達でございまして、これを実行しておらなかった現状でございまして、こういうことは、やはり法文の上に明確化されておらないという点にあると考えまして、政府といたしましては、今回の提案となつた次第でございまして、

○芳賀委員 いまの御説明であります。各公社、公団、公庫等においても、監事の規定は明確にされておるわけですね。しかもその選任にあたっては、農林漁業金融公庫法にいたしましては、監事の選任は総裁と同様でありまして、主務大臣が内閣の承認を得て総裁並びに監事についてはこれを任命するということになっておるわけですね。したがって、任命の規定から見て、総裁と同様に、監事は内閣の承認のもとに主務大臣が任命をする。そこに監事としてのある意味における独立性、主体性というものが、この制度の中において確立されておるわけですね。それにもかかわらず、内閣の承認を得て任命された監事が十分の機能を発揮しておらぬということになると、それは法律に明文化されておらないから機能を発揮できないのか、任命した場合の人の選に不適格があったのか、監事がどれいものであるか、その辺はやはり行政管理局として十分判断されたかと思つておる。人物は適當であるが、法律の制度上欠陥があるのでできなかったのか、制度上は十分やれることになっておるが、たまたま人選した際、その玉が悪くて役に立たなかったのか、その点は管理局の立場からどう判断されますか。

○山村國務大臣 私は、大体いろいろな原因があると思いますが、いままでの監事制度というものが、その主体性とその自主性が確立されないで運営されておつたということが、原因になつておつたと思つておる。一つは、あるいは人物の問題があると思つておるが、しかし、人物につきましては、十分に調査し、十分に研究した結果、選考した人物でございまして、一応人物の問題はさておきまして、その監事機構の構成が、法律的に主務大臣に直接報

告しなくちゃならないという義務づけがないところに、つい監事が主務大臣にその監査の結果というものを報告しなかった原因もあるようにも考えられる次第でございます。

なお、勧告の内容にもございましたように、監事がいろいろな仕事をする手助けとなる機関というものが整っていない公団、公社等もたいぶあったようにございますが、これらの点もつけ加えて勧告をいたした次第でございます。

○芳賀委員 そこで、たとえば改正案文によると、公庫法の場合には、第九條が監事の規定になっておるわけですが、第九條の一項を加えて「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができ

る」という改正案が出ておるわけですが、これがいわゆる管理庁の勧告に基づいて、各公団、公庫等が今国会において改正を企図しているわけですね。それで、われわれがこの改正案文を見ると、たとえば監事が監査の結果を主務大臣に報告あるいは意見を具申しようとする場合においても、総裁を通じて提出しなければならぬとか、意見を具申しなければならぬとか、これには管理庁の勧告と非常に違うですね。その点はどうお考えですか。

○山村国務大臣 お答え申し上げます。管理庁の勧告は、御指摘のように、監事が主務大臣に直接報告をすべきだという勧告をいたしたのでございますが、政府部内におきましても、いわゆる公団、公社等の一体性の立場から、

すなわち、監事と総裁あるいは理事長がみな対立してはならないという立場から、一応理事長あるいは総裁を通じて主務大臣に意見を具申したらよろしいじゃないかという意見があったのは事実でございます。その間においてはいろいろ折衝があったのでございますが、総裁にいたしまして、あるいは理事長にいたしまして、これを通ずるということは、単なる一つの通過機関でございます、これによって総裁

やあるいは理事長が監事の意見というものをチェックするものではないというところを確認した上におきまして、一応勧告の趣旨は貫かれていたという考えから、これに賛成いたしました次第でございます。

なお、参考までに申し上げますが、先般の閣議におきまして、建設省関係の問題が起りました際に、この行管勧告のとおり、直接大臣に意見を申し述べるといふことに修正の趣がございましたときに、国会におきましては、その修正がある場合におきましては、その修正に對しましては反対はしないというところを閣議決定としてきめておりますし、同時に、そういうような修正がありした場合におきましては、今後機会あるごとに、その方向にすべての公団、公社を統一するということを閣内の統一意見としてまとめた次第でございます。

○芳賀委員 そうなればなおさら、たとえば法律の改正を行なう場合においても、これは閣議決定が必要なかわけでしょう、内閣提出の法律案とか改正案を出す場合、ですから、そのとき、これは総裁を通ずるということになつておるが、これは管理庁の勧告と趣旨が

違ふじゃないかということをおなたがその際指摘されて、正確を期されたほうがよかったです。国会の審議の過程で、これはおかしいじゃないか、国会のほうからの指摘が出て、すでに一、二の委員会においてはこれを修正議決したような経過もあるわけですが、そういうことで、今度は全く後退してしまつて、いや、修正されても反対はしないといふことであれば、最初から、わざわざ管理庁が勧告まで出したわけですから、あなたも閣僚の一人であるし、法律の提案とか改正の場合には、やはり趣旨を貫くという努力をされたほうがいいんじゃないかというふうに考えるわけですが、われわれは管理庁の勧告を見て、この改正の案文というものは、全く趣旨に反するのではないかと、最初から考えておつた。それで、特にきょうは長官の出席を求めて、意見を明らかにしておいてもらいたいと思つたのです。

○山村国務大臣 先ほど申しました先般の閣議決定の事項は、率直に言いますならば、行管の勧告の方向でございまして、私としては、もとよりこれは賛成でございます。ただ、この法案を出す過程におきまして、なぜ私のほうでもって原案に賛成したかという問題が御指摘の問題だろつと思ひます。が、もとより私といたしましては、ぜひ勧告とおりの実現方について主張をいたしました。が、一面の理論といたしまして、やはり公団、公社の一体化というたてまえから考えますときに、ほんとうにチェックする機関でなければ、総裁や理事長を通じてその意見が主務大臣に参りまして、決して勧告の趣旨を曲げたものじゃないとい

う解釈から、原案に賛成いたしましたような次第でございます。

○芳賀委員 そこで、次に、これは長官でもあるいは事務当局でもいいのですが、従来の公庫の監事規定に基づいて、たとえば主務大臣に対して報告とかあるいは意見の具申ができなかったのか、あるいは総裁に対して監査結果に對しても意見を述べることができなかったのか、その点はどうなんですか。そういうことができない規定になつておつたから、法律の改正をしなればならぬという勧告であるのか。

○山村国務大臣 それはできなかつたことはなかつたと思ひます。特に建設省や農林省関係の公団、公社等におきましては、次官通達をもつてはつきりこれが指示されておる次第でございます。ところが、実際に主務大臣に監事の意見というものが伝達されておらなかつたというのが、公団、公社の実態でございましたので、これを指摘いたしましたのが先般の私の勧告でございます。したがって、やはり法文の上に明確に書いたほうが、監事としてのやりがい、同時にまた、監事の機能というものがその与えられた職責を十分に果たすゆゑであると考えまして、今回の提案となつた次第でございます。

○芳賀委員 それでは、ほとんどいままでは、重要な問題等についても、主務大臣に対する意見の具申とか監査結果の報告というものは、各公団、公庫、公社等においても監事が全然行なつていないわけですか。

○山村国務大臣 個々の公団、公社等の問題につきましては、監察局長から御報告いたします。

○山口政府委員 お話のとおり、各種の公庫、公団に對しては、それぞれ主務大臣が一般の監督権を持つております。したがって、この監督権の発動といたしまして、必要に応じて監事から意見を聴取されることも事実上はできたわけですが、しかし、従来そのような例はございせんでした。さらに、先ほど長官の答弁にございました建設省あるいは農林省におきましては、それぞれ大臣の訓令あるいは通達、事務次官の通達というような形式をもちまして、必要な場合には監事から直接大臣に監察結果の意見を具申する道が開かれていたのでもございますが、この道のもとにおきましても、それが行なわれたことはいままでございせんでした。したがって、やはり事実上は、監督命令の一環としてできるにいたしました。このような制度を法律の上で明確化しておくことの方が、監事として権限を行使する場合に背景がございまして、またそれによって、必要の場合にはこういう措置がとれるということになりまして、明確にする意味で一項目を追加させていただいた次第であります。

○芳賀委員 長官にお尋ねしますが、あなたは経歴が官僚出身の国務大臣ではないから、率直に判断できると思ひますが、たとえば公社、公団等の人事についても、天下り人事ということが常に批判的になつておる。したがって

果の報告というものは、各公団、公庫、公社等においても監事が全然行なつていないわけですか。

○山村国務大臣 個々の公団、公社等の問題につきましては、監察局長から御報告いたします。

○山口政府委員 お話のとおり、各種の公庫、公団に對しては、それぞれ主務大臣が一般の監督権を持つております。したがって、この監督権の発動といたしまして、必要に応じて監事から意見を聴取されることも事実上はできたわけですが、しかし、従来そのような例はございせんでした。さらに、先ほど長官の答弁にございました建設省あるいは農林省におきましては、それぞれ大臣の訓令あるいは通達、事務次官の通達というような形式をもちまして、必要な場合には監事から直接大臣に監察結果の意見を具申する道が開かれていたのでもございますが、この道のもとにおきましても、それが行なわれたことはいままでございせんでした。したがって、やはり事実上は、監督命令の一環としてできるにいたしました。このような制度を法律の上で明確化しておくことの方が、監事として権限を行使する場合に背景がございまして、またそれによって、必要の場合にはこういう措置がとれるということになりまして、明確にする意味で一項目を追加させていただいた次第であります。

○芳賀委員 それでは、ほとんどいままでは、重要な問題等についても、主務大臣に対する意見の具申とか監査結果の報告というものは、各公団、公庫、公社等においても監事が全然行なつていないわけですか。

て、各企業体の役員人事というものは、ほとんど官僚の古手が総裁あるいは理事、監事になったのです。ですから、監事が十分機能を發揮できないという原因の一つには、この天下り人事の弊害というものが、私は最大のガンをなしておると思ひますが、長官としては、その点はどう考えておられるのですか。

○山村国務大臣 監事の機能が十分に發揮できない原因は、いろいろの原因があつたと思ひますが、確かに見方によりましては、天下り人事というような形のもの、ほんとうに形式的な監事をつくつたという原因もあつたと、私個人としてはやはり芳賀委員と同感でございます。したがって、また反面におきまして、監事のスタッフをそろえるとか、あるいは監事の機能、権限を強化するというような形をとることによって、いままでどちらかといひますと、飾りものの監事の役というものが、ほんとうに与えられた機能を發揮するゆゑになつたと考えて、今回提案したのであります。

問題は、天下り人事のことにつきましては、ただいま議論におきましてもだいたい問題になっておりまして、それによると、明後日あたりの委員会におきまして、この問題について討議がなされるということも承つております。私は、あくまでもこれは適材適所の人事を行なうべきである。したがいまし、もとよりおやめになりますところの高級官僚の方々も、やはり国民の一人として就職の機会というものは与えられてよろしいと思ひますけれども、あまりにこれが妙な形において天下りというような印象を与えられることに

つきましては、そろそろこの問題につきましては、やはり国会なり内閣で取り上げて、何とかしてそういうような誤解を解くような方向に持つていくべき時期がきていゝるような気がいたす次第であります。

○芳賀委員 もちろん私も、役人の前歴のあつた人に対しても、やはり基本的な人権の尊重の上からいへば、就職の自由とか職業選択の自由というものは、当然これは尊重しておりますが、たとえば私も過去二十二年にわたつて決算委員会の理事をやつておたつたのですが、そのときも、各公社、公庫等の役員の前歴がどういふものであるかといふことの詳細な一覧表を決算委員会に提出を求めて、それを検討したこともあつたわけですが、ほとんど前歴が役人の古手といつては失礼であります。しかし、総裁とか理事、監事の環境を見ると、やはり総裁とか監事の場合には、前歴が同じ役所であるとか、あるいは先輩後輩の關係に置かれておるとか、そういう因果關係にあるわけ

です。あるいは監事を数年やつて、その後は理事に回るとか、そういう内部の理事、監事の異動等も行なわれておるといふ事実もあるわけですが、たとえば、公庫とはちよつと話が違つたが、問題を起こした東北開発公社の場合においても、これは全く内容がずさんなものである。これは、国策とか人事の刷新をやらなければ、国策会社として経営がでないというような点については、これは管理庁からもしばしば指摘された事案になつておるわけですが、ですから、単に法律上に明確を欠くから監事の機能が發揮できない

といふのではなくて、むしろ根源は天下り人事の弊害というものが今日の事情をかもしておると思つたわけですが、それからこの点に対して、やはり管理庁長官の立場において、率直に総理大臣はじめ主務大臣等に対しても意見を述べ、あるいは勧告を發して、根本的な改善をはからせる必要があるといふふうにおわれれば考へておられるわけですが、こういう点についてはどうお考へですか。

○山村国務大臣 行管に対する激励のおこぼれをいただきまして、非常にありがたく考へておりますが、實際問題といたしまして、公団、公社の人事をどうきめるかといふことはわづかしい問題じゃないかと思ひます。でき得ることではございませんが、公団、公社といふものをつくつた以上は、適材があれば民間の方々も大いにこれを登用して、公団、公社で働いてもらひましたならば、公団、公社をつくつた一つの目的も達せられると思つたので、ところが、民間から相當の適材をとらうといひますと、實際には公団、公社の待遇をもつてはなかなかそれがにたえられないといふこと等もございします。同時にまた、でさうがりました公団、公社の目的を遂行するたためには、どうしてもその仕事に明るい者を選ぶといふような形が、多少いままでの役所關係と関連を持つゆゑもあるかと考へております。しかし、それにいたしまして、同じ広い役所でございますので、この同じ広い役所の役人の方々が、少なくとも政府機關の延長であるところの公団、公社等に就職する機会といふものは、ど

かるべきであるというのが私の考へでございます。したがって、もとより適材適所といふものを考へるべきでございますけれども、この人選にあたりましては、やはり慎重な注意を要することと思つてございします。しかし、これはなかなか慎重な注意だけではできませんので、私は、そろそろ制度の必要があるのじゃないかといふ私見を持っております。これはまだ私見でございますので、正式な關係としての發言はどうかと思つてございしますが、いづれにいたしまして、公団の監事制度の一つの問題として、御指摘のように、何か古くからの官僚の連中が、その持て場として公団、公社の監事になつたといふ感じを与えておつたのも事実でございますので、これらの点は、今後十分注意をしてまいりたいと思つて存ずる次第でございます。

○芳賀委員 次に、この機会ですから、管理庁の監事機能の強化問題に対する勧告事項といふものが四点に分かれて出されておるわけですが、その点の主要な部分だけについて、趣旨を明らかにしておいてもらひたいと思つたのでございします。

第一の「監事の職務権限と責任の明確化について」職務権限については、現行法の規定に加え、次の事項を設立基本法において明らかにするよう措置する要がある。(1)その(1)としては、「監事は、監査結果にもとづいて、公社等」これは公団、公庫、事業団共通であります。公社等の業務に關し改善を必要とする事項があると認められるときは主務大臣に意見を提出し、または総裁(理事長)に意見を述べること

ですが、こういうことをあえて勧告しなればならぬような事態に、監事の業務実態といふものは弱体化しておると思つたのです。それからその(2)としては、「主務大臣は監事に對し、公社等監督上特に必要があると思へる事項について監査し、およびその結果を報告すべきことを命ずることができ」と。(3)は、「公社等が毎事業年度主務大臣に提出する財産目録、貸借対照表および損益計算書に監事の意見を付し監査報告書を添付すること」これが勧告の第一点であります。これが、この点について、たとえば今回の法律改正が行なわれた場合においては、十分所期の目的が達せられるものであるかどうか、また今日問題点になつておるのほどういふ点であるか、これは事務的な面に及びますから、長官でなくとも、局長からでも差しつかえありません。

○山村国務大臣 最初に私からお答え申し上げます。今回の法律改正によりまして、監事制度が強化されたならば必ず行管の勧告のような目的が達せられると存ずる次第でございます。すでに先般の行管の勧告の結果におきまして、いままでも監事制度といふものがほんとうに名目的な存在でございました。公社、公団が、監事室をつくり、あるいは監事の助手をつくる等いたしました。仕事の内容につきましては強化されてまいつたのは事実でございます。したがって、今回の法律改正によりまして、一応主務大臣に監事の意見が具申されることになりましたならば、相當監事の立場といふものは明確化し、同

時に、その能率は相当あがってまいると考える次第でございます。
補足の答弁は局長からいたさせます。

○山口政府委員 監事の職務権限と責任の明確化につきまして、お尋ねのような勧告をいたしましたのでございます。この勧告をいたしましたものとしまして、監事の仕事のやり方あるいはその監事のあり方等につきましては、長官から御説明のあったように、一言にして申し上げますと、きわめて弱体であり、低調であったということが、二十二年の公団、事業団等を通じていえると思うのであります。それで、それぞれの公団につきまして個々の事情を検討いたしました結果、全体を通じてまして、特に顕著な監事の機能が振わな原因として考えられましたものが、大体三点あるのでございます。

その一つは、公社、公団等の監事が、お話しのように政府から任命され、任免につきましては明確な規定があり、また監事が一応執行機関と対立した組織としての形はできておるのであります。その監事の職務権限と責任が明確になっていないということが、一つの弱体の原因ではないかと思うのであります。職務権限並びに責任に関する規定をいたしましたのは、各公団公庫の基本法を通じて、いずれも監事が公団あるいは公庫の業務を監査するという項目があるだけでございまして、それ以外に、主務大臣との関係等が法律上明確になっていないという点があったのであります。その点が勧告にして出しました第一の点であり、ただいま御議論の対象になっております主務大臣に対する意見提出権の問題でございます。これは法律上明確化するということによりまして、この点の弱体化は将来補強できるのではないかと考えております。

第二点といたしまして、監事の監査の目的、あるいは監査の方法、監査結果の処理等につきまして、これはいかなる方式で運営していくかという、運営方式がまちまちであり、思い思いである。もっとも、一部の公社等におきましては、その点がかんがはつきりしておるのであります。大體、二十二の公団、事業団を通じて、運営方式が明確を欠いておるといふ点が第二でございます。

さらに第三点といたしまして、先ほど申し上げましたように、職務を執行いたしてまいります上に、監事の監査の組織が整備されていない。中には常勤監事の設けられていないものなどございまして、専任の職員といふものとしては、二名ないし数名程度のものがよいところで設置されておるといふ程度でございます。その他一般の職務遂行につきましては、理事機関の下部組織を使ひまして、その援助によって仕事をやっていくというような状態でございます。仕事を十分できるようにしてもらいたいというのが第三点でございます。

さらに、これらに関連いたしまして、監事全体の処遇の問題等もございまして、それらを合わせまして、この監事の弱体化を補強するための方策、特にその根本になる責任の明確化等につきましては、法制化の必要のあるものは法制化する、また法制化を待たずに実行できるものについては実行してまいります。こういうことで、先ほどお話しをいたしました勧告をいたしましたのでございます。

○芳賀委員 先ほど私は第一点だけにしてお尋ねしたのですが、いま第二点の監事監査の運営方式の明確化の問題、それから第三の監事監査組織の整備の問題、第四の監事の処遇改善について、こういうふうな説明を受けたわけですが、たとえばこの第四の監事の処遇改善の問題について、これは監事に対する給与等も含めての処遇改善というふうな受け取れるわけですが、特に勧告された以上、たとえば総裁、理事等と比較して、監事の経済上、身分上の処遇というものは、それほど劣勢であるかどうか、その点は長官としてどうお考えになりますか。

○山村国務大臣 大体におきまして、理事よりも月額におきまして二万円ないし三万円程度の低額の給与が与えられておったようでございます。

○芳賀委員 給料を相当上げればもっとできるということになりますか、それとも、給料を上げることによってさらに適確な人材を得るといふことであります。その点はどうか。

○山村国務大臣 それは単に給料ばかりの問題をさしたものでございまして、現に監事の手助けになる助手も全然おられないものもあるわけでございます。そういう点は、これは人間一人でもって、たとえば小さなさい公団、公社でありまして、監事の責務を遂行するわけにはまいりませんから、これらの手助けになる人をつくるべきであるという点も、つけ加えて勧告いたしております。

○芳賀委員 長官の言われたのは、監事の処遇じゃなくて、第三点の監査組織の整備の問題だと思ふのです。私は、監事の処遇改善というのは、勧告の中にも出ておるが、「監事本来の権限と責任を十分に果たすためには、上記の監事機能の強化措置と併行して、処遇面においても、理事者との均衡をはかるよう措置する必要がある」ということが勧告に出ておるわけですが、それから私に聞いたのは、給料が安過ぎるから十分仕事ができないのか、総裁や理事と均衡のとれるようにしてやれば、現在仕事をやっている監事であっても、もっと十分仕事ができるようになるのか、そういう処遇の問題と、あるいは処遇をよくするということが前提条件であれば、今後新たに監事を任命する場合において、現在よりもさらに質的に優秀な監事を確保することができると、そういう点はどうか。

○山村国務大臣 私は、処遇という問題は、決していわゆる月給だけの問題じゃないのじゃないかと考えております。たとえば監事室というものは、いかにも理事室、総裁室に比べて非常に貧弱な、見劣りのする部屋に押し込まれていて、現状があまりに悪ければ、そのこと自体が、処遇の劣悪、監事の職分というものを非常に軽視するといふ傾向になることを憂えておったのが、この行政管理局の勧告案の処遇の改善というものの趣旨であると思ふいます。

○芳賀委員 これはそれほど重大な問題ではないから、この程度にしておきますが、以上の問題を総括しても、今回政府が提案したこの監事の権限強化の改正点というものは、われわれの判断からすれば、何も法律にいまある明文化しなくても、監事の責任遂行ができないものではない、監査行政がでないというものではない、しかし、法律上そういうことを明文化しておけば、仕事やりやすいということではない、あえて反対するものではない、しかし、総裁を経由しなければ主務大臣に報告ができないとか、意見の具申ができないということになると、これはむしろ監事の権限とか機能というものを、しかも、国民的視野から監事が各公庫、公団等において監査業務を行なうということになれば、そういうものを經由しなければ出せぬというものを法律に書くことは、監事の固有の権限を圧迫する、縮小させることになるわけですが、これは当然排除しなければならぬ問題であるし、こういう点についてこそ、行管があくまでこの正当な主張を展開して、そして誤りをなきようにすべきであるとわれわれは考えておった。そういうような明確な態度が管理庁になれば、今後の国の行政組織の中における責任のある行政の運営というものはなかなかできないと思ふのであります。そこに行管の使命があると思ふ。ですから、こういう点に対しては、この表現が、形式上そうしたほうがいいというような法制的な解釈なんというものは排除して、これはやはり明確にしておく必要があると思ふのです。今後の問題にもかかる点です、特にあらゆる法律に対して管理庁が、この法律に対してはこういう点を改正すべきであるとか、明文化すべきであるという勧告をな

すったことは、あまり前例がないと思
います。ですから、こういう点に對し
て、やはり長官として、審議の都合上
責任ある態度を表明しておいてもら
いたい。

○山村國務大臣 この法律が提出され
るまでの間におきまして、政府部内
におきましていろいろの議論のあったこ
とは、御承知のとおりでございますが
が、特に行管といたしましては、勸告
をいたしました関係もございします
し、また行管の勸告が正しいという考
えから、ぜひ主務大臣にという主張を
いたしておたのでございします。反
面におきまして、やはり先ほど申し上
げましたように、一つの公団の中に、
何か監事の流れと總裁や理事長の流れ
というものと、二つの流れができると
いうことは、公団一体化の原則から考
えるときに、妙な人事関係等の確執が
起こってもいけないという議論もあつ
たのも事実でございします。この点を考
えますときに、要するに、私どもの勸
告いたしました趣旨というものは、公
団の監事の考へておりますことが主務
大臣に伝わるようにというのが趣旨で
ございしますからして、これは一応どう
いう意見が主務大臣に出されたか、理
事長や總裁が全然知らないでも困るの
ではないかというたてまえもございま
して、一応単なる通過機関、いわゆる
形式的な取り次ぎ機関という意味合い
であることを確認いたしました上におき
まして、やはり行管の趣旨というものが
貫かれていくというたてまえから、こ
の原案に賛成いたしました次第でありま
す。しかし、その後のいきさつもござ
いまして、先ほど申し上げたように、
閣議におきましては、公団の監事の方

てまえから、もし国会で御修正があれ
ば、これに應じようではないかという
ことになりましたれば、行管としては、
実はその最初の目的がなお一そう強固
に貫かれたものと考へておる次第でござ
いします。で、いずれにいたしまして
も、政府原案を出すまでのいきさつに
おきましては、いろいろの意見もござ
いまして、やはり先ほど申し上げたよ
うな点において、公団の中に二つの流
れを妙なふうにつくるということも、
これを阻止しなくてはならぬという意
見も尊重いたしまして、原案に賛成し
たような次第でございします。

○芳賀委員 大体この問題に對しては
その程度にしておきますが、この機会
に、こういう機会ですからお尋ねして
おきますが、行管が監事規定の強化を
勸告されたことはけっこうですが、こ
の際、行管自身の強化というものが必
要かいなやです。これはあなたが就
任されてまだ一年たたぬのですが、ど
う考へておるか。勸告を出す御本尊で
ある行管自身が、この程度で十分機能
を発揮されるものか、もう少しこれは
機能を強化する必要があるというふう
に考へておるか、その点いかがです
か。

○山村國務大臣 私も行管へ参りまし
てからまだ一年になりませんが、その
間におきまして、行管の仕事をしてい
る勉強させていただきまして、ほとん
どに少ない定員で、行政の全部の問題
に取り組んでおる現状を考へますとき
に、なかなか容易じゃないということ
は、職員の間中に同情しておる立場で
ございします。しかし、幸いにいたしま
して、この行管制度につきましては、
各省庁におきましても十分最近理解を

深められてまいりまして、行管が勸告
いたしました問題につきましては、正面か
らこれと取り組んで、この改善をし
ていただいております次第でございま
す。またまた行管の機能というものは
発揮できるという次第でございしま
す。しかし、今後ともなかなかたくさ
んの問題を控えておる行管でございま
す。特に臨調の答申等も出てまいりま
した。昨におきましては、相当行管とい
たしましての仕事は山積されてまいり
と思ひますので、一そう張り切って仕
事に打ち込むつもりでございします。

○芳賀委員 たとえば、行管と会計
検査院を比較すると、これは性格が違
います。が、会計検査院の場合には、こ
れは憲法の規定もちゃんと明確になつ
ておるのです。独立した機関としての機
能を発揮しておるが、行管の場合に
は、総理府の一部ということになつ
ておいて、組織、機構についても、こ
れは行政的な性格が非常に強いわけ
です。ですから、そういう性格に置か
れて、そうして政府の各機関に對して
監察の結果、勸告とか指摘を十分に
行うというところは、なかなかやりづ
らな点も私はあると思うのです。これ
は行政組織上の問題で、ここで一長一
短を論ずる機会ではないが、こういう点
は、やはり就任された長官が十分その
体験を通じて、今後改善すべきものは
改善の方向を打ち出していただく必要
がある。私たちが、歴代の行政管理局
長官がだれであるということをなかなか知
りづらいですね。國務大臣ではある
が、じゃ、いまだ行管長官になつ
ておるかというところはわかりづら
いです。それほど評価されていないと

いうか、あるいは山村さんに言うので
はないが、國務大臣であるけれども、
行管長官というものは、何か伴食大臣
的な、三等大臣的なものじゃないか、そ
ういう國民の判断が行なわれておるこ
ういふことは、これはまことに遺憾に
たえないことなんだ。それだけに、や
はり國務大臣としての権限と地位を
持つて、行管をあくまでおるわけ
ですから、この機会に、行管のあり
方とか、今後の組織の改善等の問題に
ついて、あなたが在任中に十分や
ってもらいたいと思うわけですね。

それから、もう一つお尋ねしてお
きたいことは、やはり行管の仕事とい
うものは、政府の各機関に對して欠点
を指摘したり、あるいは改善する点に對
して勸告を発するということになる仕
事であるわけですから、その仕事をや
る職員は地位とか身分等についても、
これは十分配慮が行なわれる必要があ
ると思うわけですね。たとえば人事の問
題にしても、会計検査院の場合は、原
則的には他の省と人事の交流をしない
というのがたてまえになっておるわけ
です。それだけ独立性を保つて十分そ
の機能が發揮できる。そういう目的か
ら、絶えず人事交流はやらぬというこ
とで貫かれておるわけですから、こ
れは行管の場合にはそういうことじゃ
ないと思うのです。これは総理府の役人
というところに当然なわけですから、
分の地位に安んじて十分な仕事をやる
ということになる、そういう点から
も支障が生ずるようなこともあり得る
わけですね。ですから、やはりこうい
う監察行政をやるといふような立場
の職員については、たとえば十分身分と

か処遇とか、そういう点についても、
単に勸告するばかりが能ではないか
ら、自分自身に對しても改善すべき点
というものは明らかにしていく必要が
あるのではないかと思ひます。こう
いう点に對しては、就任後日も浅いと思
ひますが、毎年内閣改造ごとに行管長
官は異動しておるようなことになつて
おるので、あなたが今後長い間短いか
わからぬが、そういう点についてはど
うお考えになっておられますか。

○山村國務大臣 行政管理局は、い
ゆる戦後で上がった役所であり、同
時にまた、見方によりますと、世界
にも類例のない、日本に特殊な役所
でございします。したがって、その
成果につきましては、これは日本国内
のみならず、世界じゅうの政治家や行
政官といふものが相当注目しておる機
構でございします。したがって、見方
によりますと、御指摘のように、非
常に大きな役所でもございします。反
面におきまして非常に重要な役所でも
ございします。この点につきましては、私
ははじめ関係職員は一体となりまして、
この職責の重要さを認識して職務に取
り組んでおる次第でございします。が、
御存じのように、大體歴代の長官は、
私以外の大臣はたいいわるる自民
党の中の大物が大臣になつておりま
す。したがって、決して行管という職
分を内閣として輕視しておるのではな
い。私は考へる次第であります。し
かし、この日本の特殊な立場、機構に
よつてでき上がった行管の職責を、
これからの一そう能率を上げて
まいり、行政のために役に立つてま
いるということ、これは容易なこと
じゃないと考へております。あくまで

も行政が民衆のものであり、国民のものであるという観点に立って、すべての行政を監察してまいり、すべての行政を管理してまいりたいつもりでございます。

幸いに、本年度の予算におきましては、一応例の行管に直属いたしますところの行政相談員の方々も相当増員された次第でございますので、各町村に相談員が大体でござります。そうなりますと、国民の皆さんも、行政というものは自分のものだ、国民のものだというところに再認識をされまして、その相談員の方を通じて、相当に行政に対する御注文も参ると思うわけでございます。いわゆる苦情相談等も参ることと考える次第でございます。私も、この国民の声に十分耳を傾けまして、真剣に前向きな姿勢をもって、行政の改善の点に向かって突進してまいりたいと思っております。

○芳賀委員 あなたは世界に例がないというようにおっしゃったが、それは諸外国に比べて、わが国の場合は、たとえば総理府の中に行政管理局というのがある。そういう例はあまりないのですよ。外国の監察機構というのは、これはもう独立した一つの性格を持ったそういう機構が確立されておるのです。外国のは、本来的なりっぱな監察機構というものが国家機関として独立しておるが、わが国の場合には総理府の一部局的なもので、そこで行管の仕事、監察行政をやれというところの問題が、それが世界に類例のない一つの変質的なものであるというところで、注目を浴びておるわけですね。これは自慢した問題じゃないの

です。私が管理庁の機構の根本的な改善とか再検討を要すると言っているのは、そこを言っておったわけですね。ところが、いじくも、あなたはそれをかえて自慢なようなことを言っておるが、これはもう一回勉強し直してもらわなければいかぬと思うのです。こういう例はあまりないのですよ。

この点だけを申し上げまして、きょうは公庫法の改正の問題について出席をいただいたので、私の質問はこれで終わることにいたします。

○山村国務大臣 別にお答えする必要はないかもしれませんが、行管に対する激励の意味のおこぼれであつたと思ひますが、私が世界にも例のないということとをむしろ自慢のように申し上げたということは、やはりこれは私は私なりの観察でもって、ものの見方でございますけれども、そういう見方をしておりますかと思つて、すなわち、各国におきましては、いろいろ監察制度につきましては、たとえば日本会計検査院のような立場の強化されたもの等もござりますが、はたしてこれがほんとうの行政改善に役立つかどうかという点になりますと、なかなかむずかしい面がたふさんあると思ひます。したがって、日本の行管のような立場において、しかも行政改善に役立つならば、これこそほんとうに民主的な行政改善の機構であると私は考えます。しかし、いづれにいたしましても、私どもは今後この問題に取り組んでまいりますことは、容易ならぬ仕事でございますので、皆さまの御激励を何ぶん今後ともよろしくお願い申し上げます。

○高見委員長 林百郎君。

○林委員 私は原資のことを若干質問したいのでありますが、農林漁業金融公庫法の二十四条で、借入れ金について、「外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ、この借入れ金があるが、この趣旨はどうか」という意味ですか、まずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 これは前例はございせんが、必要によつては、特に長期低利の資金等について、外国の市場で借りてくることはできるという趣旨でございます。

○林委員 この場合の外国というのは、どこを考へておられるのですか。われわれとしては、とりあえず具体的には考えられるのは、アメリカから借り入れるということが考えられるわけですが、どうでしょうか。

○松岡(亮)政府委員 この法律ができました当時は、現在でもわが国はどうかといへば資本が不足の国でございしますが、当時は、今日に比しまして一そう足りなかつた状態でございします。そういうこと等から、こういうこともあり得るということで、この規定が入つたとき考へてございしますが、特定の国を特に予定して考へた規定ではございせん。これはアメリカもございまして、スイスとか西ドイツとか、そういう国も、そういう事態が起つた場合には考へられると思ひます。

○林委員 いま私が質問申し上げているのは、御承知のとおり、アメリカの余剰農産物が日本へ入つてきて、それが日本の農政の上で非常に大きな影響を与えているわけですね。参考人の

意見でも、原資の性格が、額のいかんにかかわらず、公庫の性格を決定する重要な要因になるということをお聞かしているわけですね。いま貿易の自由化によつて、アメリカの余剰農産物が日本へ入られていくときに、あなたのところへ入るようになり、アメリカから資本を導入する、借入れ金をするというようなことが、日本の農業、ことに選択的拡大の農業と調整できると考えられるかどうか。たとえばバナナの輸入によつて、リンゴの値が非常に下がつて、大きな打撃を受けておる。大麦の生産をほとんど壊滅状態にして、マイロや小麦、大麦がたふさん入つてきておる。あるいは鶏のブロイラーが入つてくるか、あるいはフルーツが入つてくるか、あるいはような状態で、こういうことが日本の農政にとって非常に大きな問題になつていくときに、あなたはスイスとか西ドイツとか言ひましたけれども、具体的にやはりアメリカの資本だとか考へられるわけですが、そういうものを導入する場合、そしていま日本の選択的拡大の農業と、貿易の自由化によるアメリカの余剰農産物とが、利害が相反しているときに、調整できると考へられるかどうか、あるいは、当分、そういう問題があるときは、アメリカからの資金の導入というのは考へられないのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。これは将来にとつても重要な問題ですからお聞きするわけですね。

○松岡(亮)政府委員 農林公庫の原資を調達するために、現在外国から資金を導入する必要は、われわれとしては全然考へておらないのでございします。特に余剰農産物の輸入を見返りにいた

しますような形で政府が借り入れたら、あるいは政府関係金融機関がアメリカから資金を借り入れるということは全然考へておりません。コーン・ベール・ペースで商社がアメリカの輸出入銀行等から一時借入れをするようなことはあるかもしれませんが、政府あるいは政府関係の農林公庫として、余剰農産物を見返りにして低利の資金をアメリカから調達するということは全然考へておりません。

○林委員 余剰農産物資金融通特別会計というのがありますが、これは御承知ですね。それが、わずかではありましたが、三十二年に農林漁業金融公庫のほうへ出資されておるわけですね、貸し付けされておるわけですね。それは御承知でしょうか。この余剰農産物特別会計の余剰農産物というのは、どこの余剰農産物だったのですか。

○松岡(亮)政府委員 当時の余剰農産物は、確かにアメリカの余剰農産物でございします。その輸入を見返りにした資金を、政府の見返資金特別会計にその余剰農産物の国内での売却代金を積み立てまして、それをいろいろな産業の資金として使用いたしました。それを一部農林公庫が借りたことはございします。直接アメリカから借りたわけではございせん。

○林委員 あなた御承知かどうか、余剰農産物資金融通特別会計という会計があるのです。あなたの言うように、アメリカの余剰農産物を日本に入れたら、その返済金を積んでおいて、それを日本の特別会計として使つて、しかもそれが農林漁業金融公庫のほうへ入つておるわけですね。あなた、い

ま、アメリカから資金を借りるようなことは考えないと言えども、これは間接的にはアメリカから資金を入れたことになるのじゃないですか。余剰農産物を向こうから入れて、その金を日本の農林漁業金融公庫につぎ込むわけでしょう。この基金をつくったアメリカが、自分の余剰農産物と衝突するような日本の農業を進展させるために使うことを承認すると思いいになるのですか、どうですか。これは特別の会計があるのです。産投あるいは見返資金へ入れるのじゃないですよ。

○松岡(亮)政府委員 三十一年度、三十二年度、三十三年度に、いまお話しになりました特別会計から、七十八億円農林公庫が借りております。それは御指摘のとおりでございます。しかしながら、先ほど御指摘になりましたのは、農林公庫は直接外国から資金を調達することがあるかという規定に関するものでございまして、そういうことは考えておりませんと申し上げたわけでございます。三十一年から三十三年までの余剰農産物の輸入は、当時いろいろ論議がございましたけれども、事実買入れて、その見返り資金を特別会計に積み立てて、各種の産業資金として使った事実でございます。

○林委員 そうすると、三十一年から三十三年までは農林漁業金融公庫のほうにはそういう形になっておりますが、その後は電源開発のほうへ回しているようですが、この余剰農産物というのとは何であって、そしてそれが余剰農産物資金融通特別会計として積み込まれたもの、どういふいきさつだったのですか。何がどこに入ってきたのですか。

○松岡(亮)政府委員 その品目別の資料はただいま持ち合わせておりませんが、大体綿花、小麦、葉たばこ、それから大麦、そういう余剰農産物としてアメリカに在庫しておきますものをPL四八〇、公法四八〇号の規定による若干の売りつけ——こちらでは買付けでございますが、それに従った協定を結んで、買ったのでございます。当時としては、小麦等は相当輸入をしておりますし、いまでも輸入しておりますが、その不足分に充てるために、余剰農産物の買入れを行なったわけでございます。

○林委員 あなたの話は、その品目別のおかしさというのです。たとえば小麦にしても葉たばこにしても、あるいは小麦もそうでしょうけれども、そういうのは日本でもやはり生産能力のある作物なんです。しかし、これはアメリカから余剰農産物として入ってきて、御承知のとおり、大麦が全滅的な状態になり、そこへ飼料としてマイロが入ってきているわけですね。そういう日本の農業が非常に犠牲にされて、入ってきたアメリカの余剰農産物の金を農林漁業金融公庫のほうへ入れるという場合に、今度は日本の麦作を振興するためにアメリカがそれを売らせるとお考えになるかどうか。私は常識として考えられないのですが……

○松岡(亮)政府委員 私も、お説のとおり、いま大麦やマイロの引き当てにアメリカから長期の借付を受けて、それを農林公庫に使わせるといふことは、とうてい考えられないと思っております。同時に、最近の大麦の輸入は、昨年の不作のための輸入でございまして、特別に借付を目当てに輸入したものでもございせん。それからアメリカ側としまして、現在は日本はもう経済発展の相当進んだ国として、当時行なわれなかったような余剰農産物の借付対象の国としては考えていないはずでございます。

○林委員 大麦が不作だからアメリカから入れたというのですが、大麦が生産意欲を失うような価格、あるいは飼料やいろいろな関係というところで、生産意欲を失わした。その大きな原因としては、アメリカから余剰農産物として大麦あるいは飼料が大量に入ってきたからこそ、日本の農民は漸次大麦の生産を放棄するようになったと、あなたはお考えになりませんか。日本の農民は大麦の生産意欲はあるけれども、大麦がどうしてもできないので、やむを得ずアメリカから援助を求め、大麦を入れた、こういうふうにあるなにはお考えになっておられるのですか。

○松岡(亮)政府委員 産投会計からの本年度の農林公庫への出資は三百五億円でございまして、もちろん、産投会計は大蔵省の所管でございまして、それから農林公庫は、大蔵省の指示に基づいて産投会計から出資されるわけでございます。

○林委員 その後、三十八年に二十六億、三十九年に二十億電源開発で投資されているのは御承知でしょうね。三十八年、三十九年の電源開発へ注ぎ込まれておる二十六億、二十億というこの余剰農産物は、何だったのですか。

○松岡(亮)政府委員 最近におきましては、従来のような協定で特別のワックとして貸し付けをやっております。これは少なくとも農林省関係ではございせん。それでよく承知しておりますが、この電源開発に出された金は、おそらくあれで償還されておる金でございますから、それでさらに電源開発に再投資されたものかと思っております。当時借り受けました資金は、非常に長期の、三十年、四十年というような条件であったと思っております。そのために、国内で投資されたものも、たとえば二十年以内あるいは十年以内で償還されるものは償還されて、アメリカにはまだ返さないで、国内で再使用をされるというものがあるのではないかと、こういうふうに思います。

○林委員 大蔵省が不作だからアメリカから入れたというのですが、大麦が生産意欲を失うような価格、あるいは飼料やいろいろな関係というところで、生産意欲を失わした。その大きな原因としては、アメリカから余剰農産物として大麦あるいは飼料が大量に入ってきたからこそ、日本の農民は漸次大麦の生産を放棄するようになったと、あなたはお考えになりませんか。日本の農民は大麦の生産意欲はあるけれども、大麦がどうしてもできないので、やむを得ずアメリカから援助を求め、大麦を入れた、こういうふうにあるなにはお考えになっておられるのですか。

○松岡(亮)政府委員 産投会計は大蔵省の所管でございまして、農林省と大蔵省の協議で農林公庫への出資が定められます。もちろん、農林公庫自身も、出資をいつ、早くもらいたいか、そういうことはございまして、大蔵省へ直接そういう要望を出しまして、産投会計の運用についての話し合いはいたします。

○林委員 産投の中に、外貨債の発行金と米国の対日援助債務があることは御承知ですか。どのくらいあるか、ちょっと……

○海堀説明員 お答え申し上げます。産業投資特別会計から、米国の対日援助の返済金を協定に基づきまして支出いたしております。この額は、協定に基づきまして——いま正確には記憶しておりませんが、年間にしますと約四千四百万ドル弱を支出することになっております。

○松岡(亮)政府委員 産投会計は大蔵省の所管でございまして、農林省と大蔵省の協議で農林公庫への出資が定められます。もちろん、農林公庫自身も、出資をいつ、早くもらいたいか、そういうことはございまして、大蔵省へ直接そういう要望を出しまして、産投会計の運用についての話し合いはいたします。

○林委員 産投の中に、外貨債の発行金と米国の対日援助債務があることは御承知ですか。どのくらいあるか、ちょっと……

○海堀説明員 お答え申し上げます。産業投資特別会計から、米国の対日援助の返済金を協定に基づきまして支出いたしております。この額は、協定に基づきまして——いま正確には記憶しておりませんが、年間にしますと約四千四百万ドル弱を支出することになっております。

○松岡(亮)政府委員 産投会計は大蔵省の所管でございまして、農林省と大蔵省の協議で農林公庫への出資が定められます。もちろん、農林公庫自身も、出資をいつ、早くもらいたいか、そういうことはございまして、大蔵省へ直接そういう要望を出しまして、産投会計の運用についての話し合いはいたします。

○林委員 産投の中に、外貨債の発行金と米国の対日援助債務があることは御承知ですか。どのくらいあるか、ちょっと……

万ドルの外債発行によります手取り金を日本住宅公団の貸し付けに充てることにいたしております。

○林委員 本年度の予算によりますと、外債債の発行が四百億、米国対日援助債務が、本年度の予定額が約千四百七十一億くらいになっておるわけですが、外債債の四百億——正確に言いますと四百四億ですか、これは住宅金融公庫へそのまゝ行くというようにワケがはめられるのですか。これは全部ひっくり返して使おうというわけですか。これはあなた、予算書をあらにねば書いてある。

○海堀説明員 御存じのとおりに、予算というのは、歳入と歳出から成り立っております。したがって、歳入は一応歳入として入り、歳出は歳出として出るわけでございます。ただ、出資は御存じのとおり、もちろん収益を生みまします配当もあり得ることは考えられますが、現在のところ、それぞれの目的を持って出資いたしておりますので、まず収益を期待したいと考えていいのじゃないかと思ひます。したがって、出資に必要な金は、現在のところ、産投の固有の原資、すなわち、開銀からの納付金とかいうものと、一般會計から繰り入れられる金と、それから産投に資金を持っており、その資金から歳入に受け入れられる額をもって出資財源としまして、外債の発行の金は、外債でございまして、金利がついておりますし、償還も必要といたしております。したがって、これは日本住宅公団の貸し付けに手取り金そのまゝを充てるといふことにいたしておるわけでございます。

○林委員 そうすると、本年度の外債発行金は、住宅金融公庫のほうへそのまゝ使う、そういうワケをはめて発行しているのですか。

○海堀説明員 法律的に申しますと、産業投資特別會計が四千万ドルの外債債を発行できるといふ総則の規定、それからそれを歳入に受け入れる、予算書の歳入に計上いたしまして、支出のほうに計上いたしましては貸し付け金ということになっております。しかし、実は住宅公団ではございませぬ、日本道路公団でございませぬ。間違っております。道路公団に貸しつけるわけでございます。道路公団に貸しつけるわけでございます。財政投融資の対象機関でございませぬ、予算というものの形では国会の審議を経ることになっておるわけでございます。その点がただ貸し付け金と出ておりますが、財政投融資計画の中では、はつきりと産業投資特別會計からの借り入れ金という形で明示されておるわけでございます。

○林委員 あなたの言うのは、この予算書をあらにねばわかりませぬが、違ひますよ。今年度の外債債によつて産投へ繰り入れられる金と、日本道路公団の貸し付け金の額は全然違ひますよ。こんなことは一致なんかしていませんよ。私の言うのは、要するに、外債債の発行による金額と、それから対日援助見返り資金が産投へ——私の言うのは、あなたはそういう形式的なことを言うけれども、実際は、外債債を発行して借り入れた金と、対日援助見返り

資金、これは前からのものであります。これを引き継いで産投になっておりますけれども、それは全体として産投の特別會計の中へ繰り入れられて、そうして産投は産投で新たな貸し付け計画を立てるのであつて、あなたの言うように、産投はただトンネルであつて借りるときから出るときまでひもがついておるなんというところは、事実と違ひますよ。あなたがそんなこと幾ら言つたつて。だから、私の聞くことは、産投の中にそういう外債債や対日援助見返り資金が繰り入れられておるから、産投の性格全体は、やはり日本の国とアメリカとの間の、どういふ場合でどういふ相談をするにしても、了解を得ながら投資計画をつくらざるを得ないのではないか、そういうことを聞きたくて、そう聞いて、入り口のところであなたと押し問答しているわけだけども、あなたののはちよつと違ふのじゃないか。予算は歳入と歳出とあるなんというところは言わなくてよい。国会議員はわかつておるのだから。

○海堀説明員 もう一度繰り返すようでございますが、形式的には歳入と歳出に分かれておりますので、いま申されたように、この金がここにひもがついておるのだというふうには、ちよつと歳入、歳出の形からは、歳入と歳出が別になつておる限り、直ちに言えないわけでございますが、先ほど實質的に御説明いたしましたように、出資金といふものは収益を生まないわけでございます。したがつて、利子のついでない金を充てる以外にないわけでございます。外債債の発行による収入は、これは外債債を発行いたしますと、それは償還を要するともに、利

払いを必要とするわけでございます。したがつて、この金は貸し付けに充てる以外にないわけでございます。そういう意味で、四千万ドル発行いたします外債債の収入は、日本道路公団の貸し付けに充てるということで、予算を編成され、財政投融資を決定いたしておるわけでございます。

○林委員 農林漁業金融公庫法の三十二条に、米国対日援助見返り資金特別會計の農林漁業者に対する貸し付けにかかるとある債権は、公庫が承継するといふ規定があります。これは農林省のほうに戻しますけれども、この対日援助見返り資金特別會計で農林漁業者に対する貸し付けにかかるとある債権といふものは、どういふものであつたのですか。

○松岡(亮)政府委員 これは貸し付けの対象といたしましてはいろいろございませぬが、土地改良、小水力発電、キャーリング倉庫、魚田開発、いろいろございませぬが、いま具体的ないろいろ項目のうち、それが見返り資金といふことははつきり申し上げられませぬが、金額は——先ほどちよつと余剰農産物のあれを申し上げましたが、七十八億円と申し上げたのは、七十八億円でございませぬ、これは訂正いたします。それから、これは二十六億二千六百万円でございませぬ。

○林委員 この米国対日援助債務、これも御承知のとおり、ガリオア・エロアの基金がそのまゝ残っているわけですね。見返り資金として承継されているわけですね。そうすると、これも主としてアメリカの余剰農産物だったわけですね。農林漁業金融公庫の中に、こういうアメリカの対日援助見返り資金特別會計だとか、米国対日援助債務だ

とか、あるいは外債だとか、ことに貿易の自由化によつてアメリカと日本の農業が非常に相対立しているときに、相手方の資金を農林漁業金融公庫に入れられても、これが真に日本の農業を發展させるところに使われるかどうかといふことについて、私は大きな疑問を持つし、また、それは当然アメリカの利益が優先して使途が決定されるのではないかといふことを、私は心配して聞いているのです。米国対日援助債務はガリオア・エロアの基金がもとになつておるものであつて、これは要するに、アメリカの余剰農産物が日本に入れたときに、その当時の日本の食糧事情がどうであつたころであつたは別として、性格的にそういうものの基金であるといふことは認められますか。

○松岡(亮)政府委員 対日援助見返り資金は、仰せのように、ガリオア・エロアの資金でございませぬ。先ほど二十六億と申しましたのは、承継した全部の金額でございまして、そのうち見返り資金分だけは五億七千万円であります。いまお話がありましたように、アメリカから余剰農産物を買ひ付けて、その際に長期借款を受けて、農林公庫なりという方につぎましては、まず余剰農産物を特別の条件で買ひ付けるという意図も政府としてはございませぬし、それによつて借款を受けて農林公庫で使おうといふような考えも、農林省としては全然ございませぬ。

○林委員 農林漁業金融公庫に出資あるいは借り入れ金するために、余剰農産物を入れるとは言われないが、現実の問題としては、アメリカが余剰農産物

を日本に入れてまいる、そうしてその債権を日本に積んでおいて、それが方々に使われておるわけですね。電源開発とかいろいろな方面にそれが使われ、その一部が農林漁業金融公庫のほうに投資されておる。しかも、それはアメリカの債権であるから、その日本が自由に使える金ではないわけですね。そういうひもつきの資金です。それを事もあろうに農林漁業金融公庫の中に入れるということが、この公庫の性格を左右する重要な問題になると考えられないか、こういうことです。額が大きい少ないは別としても、たとえわずかのものでも、そういう支配されておるといふような国柄のもとに投資されておる場合は、非常に大きな影響力を持つと思ひます。そこを心配して聞いておるのです。

○松岡(元)政府委員 アメリカの余剰農産物の見返りにアメリカのひもつきの金を借りようというふうな考えは毛頭ございせん。向こうも貸す考えはないはずであります。

○林委員 金を借りておる者のほうが貸しておる者の意向を無視してどうにでも使えるというふうなことが、常識で考えられますか。貸しておるほうは、自分の債権なんだから、それを日本に使わせるのだから、必ず自分の利害を中心にして使わせることは当然じゃないですか。幾ら弁解しても、たとえば電源開発に入れるにしても、ちゃんと担保とか利息とか報告とか協議とか、そういう条件がみんなついておるのじゃないですか。だから、余剰農産物で得た基金を農林漁業金融公庫のほうに入れば、日本の農業にもアメリカの発言権が入らざるを得ないの

じゃないか。常識で考えたって、債権者と債務者である場合、債権者のほうが発言権が強いのはあたりまえじゃないですか。あなたがそうお考えにならないならならぬいいです。そんなことであつたとして押問答をしたら、あなたは池田内閣の政府の役人ですから、私の言うとおりでそうすとは言わないだらうと思ひますが、これはあなた、高利貸しから金を借りたてつておいて、高利貸しから金を借りておいて、借りた金はおれがかってに使う、お前は口を差しはさむな、いつ返そうと何に使おうとやってだといふようなことが言えますか。それを聞いておるわけですよ。

○松岡(元)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、過去の対日援助見返り資金、これは別に現在ひもがついておるわけではございせんが、新しくそのようなものを考える理由も必要もございせん。このひもつきという意味でございせんが、普通借款にはいろいろな条件がつくわけでありまして、特別に日本の農業にまで影響のあるようなひものついた資金をわれわれとして借りなければならぬというふうな必要も理由も、私どもどうも考え及ばないのでございせん。全然考えておりません。

○林委員 そんなにアメリカが日本のことを考えてくれて、日本が自主性があつたらば、なぜ貿易の自由化で日本の農民が心配しておるのですか。一体、日本の農林省が農民の立場に立つて、プロイラーやマイロやバナナや、あるいは脱脂粉乳の輸入をチェックしておりますか。E E C加盟国でやっておりますことすらやらないじゃない

ですか。そうしておいて、アメリカから借りた金はひもなんかつきませんというふうなことを言つても、それは国会では通つても、日本の農民は承知しませんよ。

さらに、農林省にお聞きしますが、農林漁業金融公庫の投資計画と実績が非常にかけ離れておる。これは昨日社会党の湯山委員もそのことをついでおりますが、これはどういうわけですか。そんなに農林省が日本の農業のためになるようなことをお考えになる資金だつたら、なぜこんなに実績が上がらないのですか。たとえばここに公庫月報がありますが、これは農林漁業経営構造改善資金の三十八年の実績ですが、十一月末でわずかに九・三%しか貸し付けが決定してない。農業構造改善は数字が若干おかしいと思ひますが、十一月で二六・八%、それから私のほうが委員部からいただいた資料によりますと、農業構造改善資金の運用は、三十七年度の実施地域がわずかに六・七%、三十八年度実施地域が三・三%です。事業計画に対する実施分があるのでしょうか。なぜ計画と実績とがこんなに大きな食い違いがあるわけですか。

○松岡(元)政府委員 農林公庫の貸し付けは、大体毎年度満額の貸し付け決定が行なわれておつたのでございせんが、最近一、二年それをやや下回るといふようなことは確かに出ております。それから本年度につきましては、いまお話のありました経営構造改善資金というものが、一時非常におくれたのでございせん。しかしながら、これは三十八年度に初めてつくつた制度で

ございまして、私どもも、その趣旨の徹底なり手続の末端までの徹底を急いでございせんが、どうしてもやはり夏ごろまで末端に及ぶまで時間がかつたのでございせん。その結果として、それに應じての申請が出てくるのがかなりおくれおりました。十一月などは御指摘のような数字であつたのでございせんが、その後しり上がりに申請が続々と出てまいつております。年度末までには予定額に近いものが消化されるものと私もは期待しております。ただ、この点は申し上げなければなりません、従来から農林公庫の貸し付けは年度後半に片寄る傾向がございせん。と申しますのは、いろいろな事業を計画したり、そのための借金をするということは、農閑期に入つてから行なわれる。特に土地改良などはそういう傾向がございせん。そのために、年度の前半においてはなかなか貸し付けが進まないののでございせん。そういったことも貸し付けのおくれに最初のほうにあらわれておるわけでございます。ことに構造改善事業などにつきましては、事業計画の認定があり、さらにそれから融資の申請がある。それがまたいろいろの手続を要するといふことがありまして、公庫のその他の資金につきましても、昨日大臣にいろいろ湯山委員から御指摘ありましたように、確かに手続が煩瑣で、農家の借入れ意欲をそぐ面がございせん。また、貸し付けの決定までの時間がかかるという面が相当ございせん。私どももそれを認めざるを得ないのでございせん。そういったことで、昨年来簡素化につとめてまいつておりますが、来年度におきましてはさらに一そ

う簡素化したしたいと考えております。

○林委員 もう二問だけで終わりたいと思ひます。

あなた、そういうため言つちやだめですよ。年度末には成績があるから十一月に九・三%か何かでも心配ないというふうな、そういうためらだつたら、いま現に法案を審議している北海道寒冷地のマル寒助成金で、二万五千戸の対象農家が五千戸しかできない。これは徹底的に縮小するはかしかならないといふことを政府自身言つておるじゃないですか。それを単に、こういう助成金あるいは、貸し付け金制度が年度末には続々成績があるから、いま心配ないなんという無責任な態度で済まされませんか。かりにあなたの言うとおりにしましても、これは甘い数字ですが、十一月にわずかに九・三%、一割にも達しないのです。それが三月末までに一〇〇%になるなんていうことをあなた責任持つて言えますか。私の持つてゐる新聞によりますと、一月でやつと二八・五%、これはちよつと数字が問題があると思ひますが、きのう湯山委員がお聞きになったのは五%と申しておりました。いずれにしても、まだ一割に達するか達しない状態ですよ。甘く見て二八・五%、あと二月三月と二カ月ですよ。それで、あなたの言うように貸し付け金が満額になる、そんなことあなた言えますか。もしならなかったら、あなた責任をとりますか。そうでなかったら、幾らわれわれが審議して金を積んだつて、農民の側に立つてみれば、それは絵に書いたもちみたいなもので、国会で幾ら審議したつてしょうがないじゃ

ありませんか。しかもそれを政府のあなた方に聞けば、いやそれは心配なんていることを言うでしょう。そんな無責任なこととはどこにありますか。

実はこれこれこういう点に欠陥があるから、この点をいま農林省として鋭意改善しようと思っている、それが誠意のある答弁ですか。さっきからあなたの無責任な答弁を聞いていますけれども、ほんとうに農民の立場に立って考えているのですか。

○松岡(莞)政府委員 はなはだおことを返すようでございますけれども、私もいままでの貸し付けについて欠陥があることを認めて、その改善もあり、来年度もやるということを具体的に申し上げたのでございます。それから確かに十一月については九%というようにおくれしておりましたけれども、最近はかなり四%くらいまでまいっております。満額になるかならぬかということにつきましては、ここでもなかなか保証はいたしかねますけれども、とにかくしり上がりに申請が出てまいっておりますので、相当な程度で貸し付けが終わるものと信じております。

○林委員 あなた、いま三月というのと知っていますか。あと三月は二十日しかないんですよ。それで四%なんです。それを国会議員が質問しているときに、私は鋭意改善しておりますくらいで国会が通りますか、そんな無責任な態度で。もう少しまじめに答えなさいな。重大な問題ですよ。一千七十億もの資金をどう使うかという場合に、三月の十日、あと二十日しかないときに、計画は四%です、鋭意考えられています、そんなことで国会が通りますか。

すか。それはそれでいいですよ。あなたと幾らやっただけではない。

もう一点だけ聞いておきますが、農林漁業金融公庫法の十八条の二の関連産業への貸し付けということがございすけれども、これは十分御承知だと思えますけれども、製糸業、シルク、こういう方面へも貸し付けられる性格のものかどうか、参考までに聞いておきたい。

○松岡(莞)政府委員 関連産業への貸し付けは特定の業種に限られて、シルクは含まれておりません。

○林委員 これで私の質問を終わります。

○高見委員長 次会は明十二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会